令和８年 11 月
名 古 屋 税 関

知的財産侵害物品取締強化期間

令和８年 11 月 16 日（月）～11 月 20 日（金）

ニセモノは　あなたの

健康・安全を脅かします



偽ブランド品などの知的財産侵害物品は、日本への持ち込みが禁止されています。

知的財産侵害物品の流入は、国内で知的財産を有する企業や個人の利益を害するだけでなく、使用することにより予期せぬ事故や健康被害を招く危険性があります。

知的財産侵害物品の一例

充電器（意匠権）



食品（商標権）



イヤホン（意匠権）



マスク（著作権）



バッグ（商標権）



姿勢保持具（特許権）



名 古 屋 税 関 密 輸 ダ イ ヤ ル（２４時間受付）

☎フリーダイヤル　０１２０－４６１－９６１

許しません　シロイ（粉）　クロイ（武器）



税関イメージキャラクター
カスタム君

【知的財産に関するお問い合わせ】

名古屋税関　業務部　知的財産調査官

電話番号　052-654-4116

税関ホームページ

⚠ 税関の名をかたった不審な電話・メールや振り込め詐欺にご注意ください ⚠